



# 一般国道51号成田市内に特殊車両の取締り基地を開所します。

～ 交通の安全を守るため、一般国道51号で特殊車両の取締りを開始します ～

## 記者発表資料

### ● 特殊車両取締りの背景

- 道路は一定の車両の走行を想定して設計されており、想定を超える車両の走行は、道路に対して甚大な悪影響を及し、通行する車両の重量や寸法などについて制限を設けています。
- 従いまして、「車両の構造が特殊である車両」や「輸送する貨物が特殊な車両」で、一般的な制限（幅、長さ、総重量など）を超える車両は、道路を通行するための特殊車両通行許可が必要です。
- 道路の損傷を防ぐとともに交通の危険を防ぎ、安心な道路を目指して、特殊車両の取り締まりを行っています。

### ● 成田市内に特殊車両取締り基地を整備し取締りを開始

- 千葉国道事務所では、一般国道51号成田市不動ヶ岡地先に特殊車両の取締り基地を整備し、違反車両の取締りを開始いたします。
- 今年度より、管内の一般国道16号八千代市米本の基地とあわせ、随時取締りを行って参ります。
- 取り締まりに先立ち現地において開所式を行います。

### ● 開所式の概要

- 日時：平成19年5月17日(木) 13時より ※小雨決行です。
- 場所：一般国道51号下り線 成田市不動ヶ岡
- 内容：事業者挨拶(千葉国道事務所長)  
来賓挨拶(成田警察署長)  
点灯式
- 開所式終了後、14時より取り締まりを開始します。

※取材希望の方は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

平成19年 5月15日(火)

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 千葉市政記者会

問い合わせ先

国土交通省	関東地方整備局	千葉国道事務所
交通対策課長	いわさき たつし 岩崎 辰志	電話043-285-0339
酒々井出張所長	ささき たけみ 佐々木 武美	電話043-496-5171

## 成田特殊車両取締り基地の概要

- ◎場所 所：一般国道51号(下り線)成田市不動ヶ岡地先
- ◎敷地面積：約1,300㎡
- ◎トラックスケール：秤量100t(ロードセル方式)  
載台寸法 幅3.5m×長さ18.0m
- ◎交通状況：平均交通量41,919台/日、大型車混入率18%  
(H17道路交通センサデータ)  
千葉県千葉市から茨城県水戸市に至る幹線道路で、沿線には物流の拠点でもある成田空港があります。
- ◎取締り内容
  - ・許可証の有無、運行経路
  - ・車両の総重量
  - ・車両の寸法

※トラックスケールは、車両の総重量を計測する装置です。



## ■特殊車両の取締りと効果

○次の車両について取り締まりを行います。

- ・重量が超過している車両
- ・通行を許可していない車両

○通行を許可した車両以外が通行する事により、時に重大事故が発生する事があります。

交通の危険を防ぐことを目的とし、安心な道路を維持していきます。

また、道路の損傷を防ぎ、維持修繕費の縮減が可能となります。



◀ 取締りの様子

## ■今後予定する特殊車両の取締り箇所

- 今後も随時取締りを実施する予定です。
- 一般国道51号成田市不動ヶ岡以外では一般国道16号八千代市米本において特殊車両の取り締まりを行います。

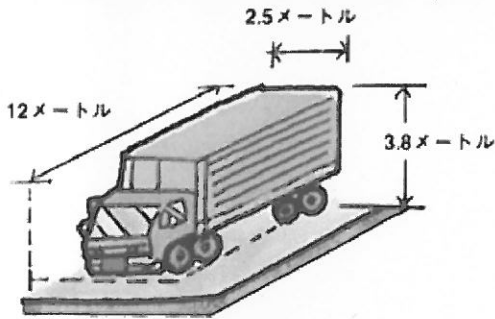
# 特殊車両と通行許可（参考）

特殊車両とは、構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で一般的制限に示す幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの制限値を超える車両をいいます。

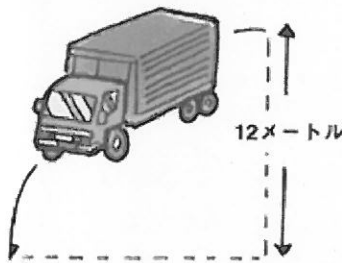
## ■特殊となる車両

## ■特殊となる車両の種類

### ■一般的制限値 車両の幅、長さ、高さ



### 車両の最小回転半径



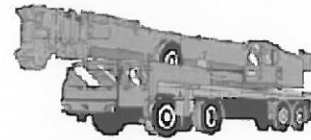
### 車両の総重量、軸重、隣接軸重 および輪荷重

18トン（隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満）  
19トン（隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下）  
20トン（隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上）



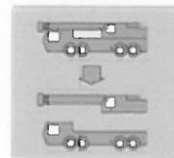
### ■單車

○トラッククレーン



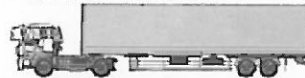
※一次分解が必要になる場合があります。

車検証に記載された重量で走行しなければなりません。



### ■特例5車種

1)バン型セミトレーラ



2)タンク型セミトレーラ



3)肥料型セミトレーラ



4)コンテナ用セミトレーラ



5)自動車運搬用セミトレーラ



◎フルトレーラ

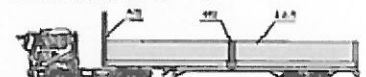


※フルトレーラ運搬車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類のものである必要はなく、それぞれが1)～5)に該当すればよい。

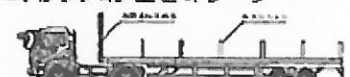
### ■追加3車種

貨物の落下を防止するために十分な角度のまわりなどや固縛装置を有していなければなりません。

1)両り型セミトレーラ



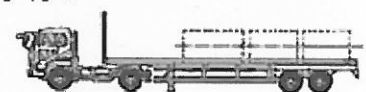
2)スタンション型セミトレーラ



3)船底型セミトレーラ  
タイプⅠ



タイプⅡ



### ■その他

○海上コンテナ用セミトレーラ



○重量物運搬用セミトレーラ



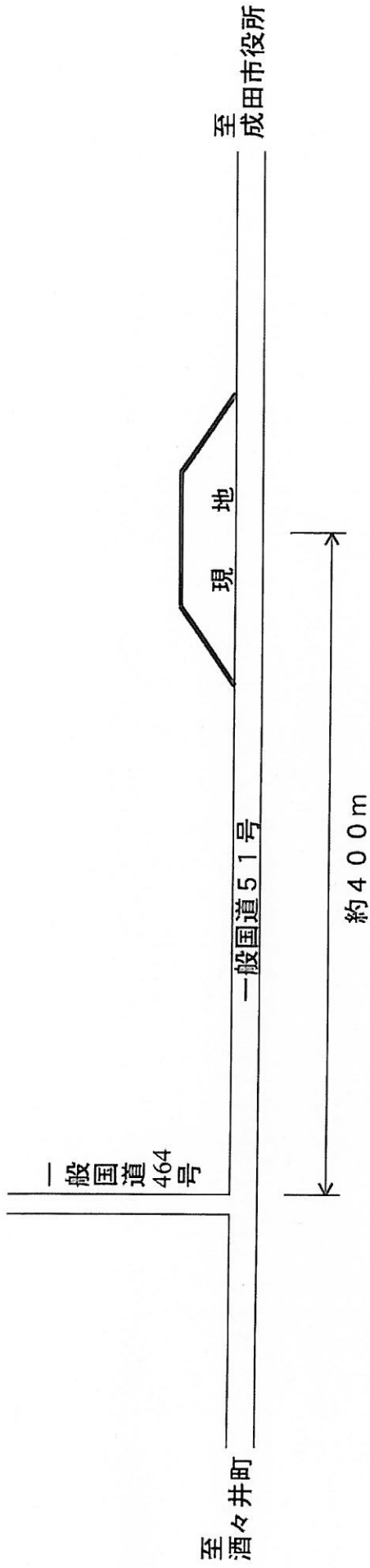
○ボールトレーラ



■特殊な車両が道路を通行するには、特殊車両通行許可が必要となります。

<現地案内図>

【全体図】



【拡大図】

